

CiPC/スマホレスキューパワード by デジタルホスピタル BIZ (PC) 会員規約

CiPC/スマホレスキューパワード by デジタルホスピタル BIZ (PC) 会員規約（以下「本会員規約」といいます。）は、株式会社歯愛メディカルが販売し、日本 PC サービス株式会社（以下「当社」といいます）が株式会社歯愛メディカル会員に対して提供するデジタルホスピタル BIZ (PC) の各サービス（以下「本会員サービス」といいます）の利用にあたりその条件を定めるものとします。

第1条（本会員サービスの定義）

利用希望者は、本会員サービスに申込むことにより、以下のサービスを利用することができまするものとします。

利用料

CiPC/スマホレスキューパワード by デジタルホスピタル BIZ 月額 1,500 円（税別）

①電話・リモートサポート

- (1) 日本 PC サービス株式会社が運営する電話リモートサポートサービスを利用できるものとします。
- (2) 会員は、本規約の他、運営元が定める規約（別紙 1 参照）に同意のうえ、本会員サービスを利用できるものとします。

②日本 PC サービスグループ割引優待サービス ※共通サービス

- (1) 日本 PC サービスグループが運営している PC ホスピタル、スマホホスピタルの修理サービスを割引価格で利用できるものとします。

(2) 割引優待

デジタルホスピタル BIZ (PC) 修理金額 30%引き

- (3) 会員は、本規約の他、運営元が定める規約（別紙 2 または別紙 3 参照）に同意のうえ、本会員サービスを利用できるものとします。

③Acronis の Advanced Security+EDR （セキュリティソフト）

- (1) 日本 PC サービス株式会社が利用者に対して提供する Advanced Security+EDR 1ライセンス利用ができるものとします。
- (2) 会員は、本規約の他、運営元が定める規約（別紙 4 参照）に同意のうえ、本会員サービスを利用できるものとします。

④通信端末修理費用保険特典

(1) 「 CiPC/スマホレスキュー Powered by デジタルホスピタル BIZ 」に付随関連して、会員が所有し、利用する無線通信機能を内蔵した対象端末に破損・水濡れ等により会員に生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を日本 PC サービス株式会社、被保険者を会員とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典をいいます。

(2) 補償上限金額 補償上限回数

50,000 円/年 修理回数無制限

(3) 会員は、本規約の他、引受保険会社が定める保険サービス利用規約（別紙 5 参照）に同意のうえ、本会員サービスを利用できるものとします。

第 2 条（会員料および会員契約の条件）

当社は、月額会員に対してクレジットカード払いの場合、契約日の翌月 1 日、以後は毎月 1 日に会員料を課金するものとします。口座振替の場合は、契約日の翌月 23 日、以後は毎月 23 日に会員料を課金するものとします。

当社と会員との契約（以下「会員契約」といいます）は、サービスを選択し、その製品内容を確認の後、会員登録を行って、本規約の同意と、当該月額サービスの購入、決済完了をもって、成立するものとします。

なお、初回の会員料のお支払いが確認できなかったまたは当社に初回の会員料を支払っていない場合、会員契約は成立しません。

会員契約が成立したときから、当社と会員とは本会員規約に法的に拘束されるものとします。

会員の申込みは PC・スマートフォン・タブレット 1 台につき、原則として 1 件のみとします。

会員料のお支払方法について、月額会員は当社にご登録いただいているクレジットカードの課金によるお支払い、もしくはご登録いただいている口座への引き落としとなります。

会員契約が成立した会員は、会員情報（ご契約番号・会社名・電話番号・ご担当者名）を提示することで本会員サービスを利用できるものとします。

本条の規定にかかわらず、過去 6 か月以内に、本会員契約を解約または解除されている場合は、会員の申し込みを受け付けることができないものとします。

会員は、本会員サービスの各種サービスの利用を希望する前に会員情報（ご契約番号・会社名・電話番号・ご担当者名）の提示をするものとし、これらの提示がない場合には本会員サービスの適用対象外となります。

第 3 条（会員期間および会員料）

本会員サービスの会員期間は、会員開始日から、会員からの解約が成立した日、当社

から会員契約を解除し、その解除の効力が生じた日または本会員サービスの全部の提供を終了するとき（以下総称して「会員終了日」といいます）まで（以下「会員期間」といいます）とします。

会員開始日または会員終了日が月の途中であっても、それぞれの日の属する月の会員料は、全額が課金されるものとし、日割り計算はいたしません。

第4条（解約）

会員が会員契約の解約を希望する場合は、当社が指定する方法により申込むものとします。なお、会員からの解約申込に対して、当社が当該解約申込の受付完了を会員サイトまたはEメールで通知した時点で、当該会員による解約申込が完了したものとし、解約が成立するものとします。

クレジットカード決済の場合は前月末日まで、口座振替の場合は最終利用希望月の前月15日までに解約申込み手続きが必要となります。

第5条（本会員サービスの提供条件）

当社は、以下の条件をすべて満たしている会員に限り、本会員サービスを提供いたします。

- (1) 本会員サービスをご利用いただくために必要となるインターネットおよびEメールを利用できる環境を有していること
- (2) 日本国に居住しており、日本語を用いて本会員サービス提供を受けることができる

第6条（本会員サービスの中止）

当社は、地震、台風、津波その他の天災地変、火災、戦争、反乱、もしくは暴動、テロ、ストライキ、感染症、疫病、政府、国、地方公共団体等または政府、国、地方公共団体等の機関の行為、法令、規制または命令、要請の遵守、法令・規則の制定・改廃、輸送機関・通信回線の事故その他不可抗力により本会員サービスの提供ができない場合、本会員サービス提供用の設備の保守上または工事上やむをえない場合、その他当社がその運用上または技術上、本会員サービスの一時的な中止を必要とした場合には、本会員サービスの提供を中止することがあることを、会員はあらかじめ了承するものとします。なお不可抗力を原因として発生した損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第7条（本会員サービスの打ち切り）

会員は、当社が会員へ事前に通知することにより、本会員サービスの提供の全部または一部を打ち切る場合があることをあらかじめ了承するものとします。

第8条（会員の遵守事項）

会員は、当社が本会員サービスを提供するにあたり必要と判断したデータおよび情報等を、当社に提供するものとします。

会員は、会員情報（会社名・電話番号・ご担当者名）を用いて、本会員サービスの利用に際してなされた一切の行為について、当該行為を自己がなしたか否かにかかわらず一切の責任を負うものとします。

会員は、本会員規約に基づき本会員サービスを受ける権利につき、第三者に譲渡、再許諾等できないものとします。また、本会員サービスにより当社が会員に提供した情報、著作物その他知的財産権は、その会員のみ利用することができるものであり、会員は当社の書面による事前の承諾なくして、当該情報、著作物その他知的財産権を第三者に利用させないものとします。

会員は、氏名、住所、Eメールアドレス等、その他当社への届出内容に変更があった場合は、すみやかにその旨当社へ届け出るものとします。会員が当該届出を怠った場合、当社は当該会員に対して本会員サービスを提供しないことがあり、当社は会員に対し本会員サービスを提供しないことによる債務不履行責任、その他一切の責任を免れます。

第9条（反社会的勢力等の排除）

当社は、会員が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人）であることが判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降、何等の催告を要することなく、本会員規約に関する契約の全部または一部を解除できるものとします。

第10条（当社からの会員契約の解除）

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せずに直ちに、会員契約の一部または全部を停止し、解除することができるものとします。本条による解除の場合、解除日は、次の各号が発生した事実を当社が確認し、通知した日となります。なおこれによって当社が損害を被った場合、当社は会員に対し当該損害の賠償を請求できます。

- ① 会員が死亡したときまたは未成年者、成年被後見人に該当したとき
- ② 会員が会員料、保証上限額を超える場合の超過金額、修理サービスに掛かった費用その他当社への支払債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合

- ③ 会員と1か月以上連絡がつかないとき
 - ④ 指定クレジットカード発行会社からクレジットカードや支払口座の利用が停止させられた場合等会員の信用状態、財産状態が悪化し、または悪化のおそれがあると当社が認めたとき
 - ⑤ 会員が当社に虚偽の事実を告知したことが判明したとき
 - ⑥ 会員が第10条に定める反社会的勢力であることが判明したとき
 - ⑦ 会員が実在しない場合または他者になりすまして本会員サービスを利用しようとする場合
 - ⑧ 当社への長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務が著しく支障を来たされたと当社が判断したとき
 - ⑨ 当社または第三者に対してその著作権、特許権、実用新案権、意匠権および商標権等の知的財産権、あるいは氏名表示権等の著作者人格権、または肖像権等の権利の侵害、または不正競争防止法の違反となるような行為を行った場合
 - ⑩ 当社または第三者を誹謗中傷し、その名誉若しくは信用を毀損するような行為を行った場合
 - ⑪ 本会員規約もしくは公序良俗に違反する行為を行っているまたは行っているおそれが高い場合において、当社が相当の期間を定めてその是正の催告をし、会員がその期間内に是正しないとき
 - ⑫ 会員として不適切であると当社が判断した場合
- 会員は、本会員規約の定めにより当社から会員契約を解除された場合、期限の利益を喪失し、当社に対する全て債務を直ちに履行しなければならないものとします。

第11条（損賠償）

会員が本会員規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社に損害を与えた場合には、当社が被った損害（逸失利益、訴訟費用および弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第12条（変更）

当社は、以下の事項を変更する必要が生じた場合は、会員に対する通知をもって変更できるものとします。

- (1) 本会員規約の内容
- (2) 本会員サービスの利用料金、会員料
- (3) 専用電話番号
- (4) 本会員サービスの内容
- (5) 業務委託先

当社は、本会員規約を変更するときは、その効力発生時期を定め、かつ、本会員規約を変更する旨および変更後の本会員規約の内容並びにその効力発生時期を会員に通知するものとします。

変更後の本会員規約については、会員へ通知した時点より、効力を生じるものとします。

第 13 条（通知）

本会員サービスおよび本会員規約における当社から会員への通知は、会員サイト上で掲示または E メールの送信、その他適宜の連絡手段により行うものとします。

第 14 条（準拠法と合意管轄）

本会員規約は日本国法に準拠し正式言語を日本語とします。

本会員規約に起因する紛争、その他本会員規約に関する一切の紛争については大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

<本サービスの受付窓口>

本サービスの契約に関するお問合せは株式会社歯愛メディカル受付窓口までご連絡ください。

株式会社歯愛メディカル 受付窓口

〒929-0112 石川県能美市福島町に 152 番地

TEL : 0761-50-2075

付則

本会員規約は、2025 年 9 月 25 日から実施します。